

地区間い合わせの事例1

2007年9月27日
豊中市役所広報広聴課への女性からの電話のケース

女性：「〇〇町に引越すことになったのですが、どんな町ですか？知人が、ガラが悪い所とちがうの？部落があった所とちがうの？と言うのですが、昔、部落があった所なのですか？」

職員：「市役所ではそのような質問にお答えすることはできません。豊中市では差別のないまちづくりをめざしていますが、そうであれば気になさるのですか？」

女性：「変なことを聞いてすみません。知人にそう言われたものですから付近には公園や学校や美術館？などがあって、普通の住宅地ですよね？」

職員：「住宅地域です。人権を大切にするとする町の拠点としての公共施設もあります。お住まいになってその町を好きになってくださいと思います」

女性の知人は何を根拠にそのような発言をしたのか？女性と知人との間でどんなやりとりがあったのか？女性自身は部落に対してどのように思っているのかなど、電話のやりとりだけではわかりませんが、「ガラが悪い」や「治安が悪い」といった部落に対する誤解や偏見は簡単に受け入れられてしまうことがあります。もしかしたら、この女性も知人の発言に疑問をもたず、そのまま受け入れてしまったため、気になって電話してきたのではないのでしょうか？

地区間い合わせの事例2

2014年1月14日
豊中市教育委員会に訪れた男性のケース

男性：「東京の知り合いが豊中に引越すと聞いたので、同和地区がどこか教えておきたい。私も関東から引越して来たが、関西には差別があるのでビクビクした。東京ではなかった。解放会館があって余計に差別がなくなるのではないのか？差別はあるのでしょうか？」

職員：「差別の動長につながるおそれがあるので、そのような質問にはお答えできません。豊中市では、まだまだ差別の実態があるから差別をなくしていきたいと考えて啓発などを進めています」

男性：「私は差別をしたこともない。しかし、実際に差別はあるのだから知らないでやってきて後で知ったら嫌な思いをさせてしまう？」

職員：「あなたは差別はしないし、なくしたいと思われているのだから知人の方に「豊中市は差別をなくすために取り組んでいるから気になくても良い」と話していただいたら良いのでは？」

男性：「実際にここに来て、差別があるとわかったとき、何で教えてくれなかったのかと思うでしょう？わざわざ山を登るようなことをするのでなく、平坦な道を教えようと思うのは普通のことではないですか？」

男性は、堂々と尋ねてきているわけですから、おそらく自分の行為が差別につながると思っていないのでしょうか？
また、「自分は差別をしたことがない」と言っていますが、「差別はおかしい」なくしていきたいと思っているわけでもなさそうです。自分が差別を容認してしまっていることに気づいていないだけではないのでしょうか？

地区間い合わせをおして見えてくるもの

これらの事例は、いずれも引越して関わって、同和地区の所在について問い合わせたものです。なぜこの人たちは同和地区の所在について知りたいのでしょうか？もちろん、それは同和地区を避けるためです。

それでは「同和地区に住みたくない」「関わらない」と思うのはなぜでしょうか？もちろん、その人たちの中に同和地区に対する偏見や差別意識があることは言うまでもありませんが、そこに住んだり、関係をもったりすることで、周りから同和地区の人間あるいはその関係者と見なされ、自分が差別の対象となることを避けるためです。社会の中で同和地区にどのような職業しが注がれているのか、どのように語られ、どのように伝えられているのか、どんな噂話や伝聞が飛び交っているのかなどを、その人たちはよく知っています。だから、自分たちがそうした立場になることを恐れるのだと思います。

部落差別の特徴の一つに、生まれた場所や住んでいる場所が差別の徴(しるし)にされることがあります。そのため、同和地区がどこなのかを知ることは、そうした人たちにとっては重要なことなのです。その結果、あの手この手を使って情報を入手することになり、市役所などへの問い合わせもその有力な方法の一つになっているのだと思います。



続いて、近年、豊中市以外で確認された特徴的な差別事件について紹介します。

差別文書大量ばらまき事件

2015年4月から約半年間、大阪・兵庫・京都で、部落解放同盟の支所事務所や部落の人達が住んでいる地域、精肉業者や皮革業者の事務所など、約38か所に1850枚におよぶ大量の差別文書がばらまかれる事件がありました。

封書で送りつけたり、ポストに直接投函するなどして、ばらまかれた文書には「こら部落民お前ら午殺しの仲間やろ。えったこらくそ部落民」「一般人からの嫌われ者。今でも差別はあるんや。部落差別は何十年立とうが何百年立とうが変わらんや。だから部落差別は当然なんや(原文ママ)」などと書かれており、他にも、特定の職業(食肉業、皮革業、清相業、葬儀社、火葬場、刑務官など)を列挙し、「普通の人間は手を出さない仕事」など、あたかもそれが卑しい仕事であるかのように書かれたものもありました。



ばらまかれた差別文書

この事件では、部落解放同盟と被害に遭った業者が弁護士と連携し、警察に被害届を出したことで、「侮辱罪」という形で実行犯を逮捕することができました。

しかし、実行犯に対して課せられた処分は、たった9900円の科料(法律上の刑罰の中では罰金よりも軽い扱い)という多くの人々が差別による被害を受けたにも関わらず、非常に軽いものでした。

愛知県差別ホームページ事件

2007年2月、インターネット上で「B地区へようこそin愛知県」という部落差別ホームページが立ち上げられていたことが発覚しました。

「B地区」とは被差別部落を意味しており、ホームページ上には、「差別はしちやダメだよ」「部落差別を助長するものではありません」と書かれているものの、愛知県や三重県、岐阜県などの被差別部落に作成者自らが出向いて撮った写真や動画が、各地域の地図と共に掲載されており、また「同和地区及び未解決部落への立ち入りは非常に危険です」といった差別や偏見を煽る書き込みがされているなど、非常に悪質な内容のホームページでした。



差別ホームページのトップ

部落解放同盟愛知県連合会が、名誉毀損という形でホームページ作成者を氏名不詳のまま愛知県警に刑事告発したことで、作成者は逮捕され、その後の裁判にて、懲役1年執行猶予4年の判決が出されました。

ホームページについては、現在は閉鎖されましたが、閉鎖されるまでの間に約1万5000件を超えるアクセスが確認されており、閲覧した多くの人に部落に対する誤解や偏見を植え付けることになりました。また逮捕後にインターネットの電子掲示板などでは、この作成者に対して「よくやったのに逮捕されてかわいそう」、「彼を激励しに行こう」といった英雄視する動きも見られています。

山口県結婚差別事件

2009年9月、部落解放同盟山口県連へCさんという男性から結婚差別を受けたという相談がありました。

Cさんは山口県内の被差別部落出身で、結婚を前提に交際している女性がいまいたが、この女性は以前から父親に「在日外国人や部落の人、宗教関係の人は、交際・結婚してはいけない」と言われており、2人の交際が進む中で、Cさんが部落出身であることが分かり、交際を反対されてしまいます。

その後、女性の家では親族会議がおこなわれましたが、「部落の何がイヤなのか？」という女性に対し、父親は「お前が付き合える続けるなら、妹と姓の前で土下座して『あなたたちの人生をめちゃくちゃにしてしまうけど、それでも彼と付き合います』と言え」と女性を何回も殴りつけました。身の危険を感じた女性は「もう彼とは付き合えない」と言われてしまい、2人は無理やり別れさせられました。

その後、Cさんから相談を受けた解放同盟が中心となり、行政も交えて両親や関係者と話し合いをおこないました。
1回目の話し合いでは、その父親は部落差別に関わる言動については否認しましたが、2回目の話し合いでは、自分の言動を認め謝罪し、部落問題との出会い部落差別に対する偏見などを見つめ直し学習を深めていくことを約束しました。
そしてCさんと女性との交際は認められ、無事に結婚することができました。



結婚差別を受けぬカップル

行政書士による戸籍謄本等不正入手事件

2004年12月、兵庫県在住者から部落解放同盟兵庫県連への行政書士と興信所に関する相談・情報提供をきっかけに、複数の行政書士が、興信所や探偵業者の依頼で、第三者の戸籍謄本や住民票などを不正に入手し、横流ししていたことが発覚しました。

調査の結果、兵庫県、大阪府や京都府、愛知県でも同様の事件が発覚し、豊中では戸籍謄本が16通、原戸籍が15通、戸籍の附票が16通、除籍謄本が2通、住民票が3通取得されていました。

また、2011年も東京都内の司法書士や弁護士数名による同様の事件が発覚しています。

こうした事件で不正入手された個人情報数はトータルで1万件以上と言われています。

弁護士、司法書士、行政書士などの八業士と呼ばれる資格職に就く人は、職務に必要な戸籍謄本などを請求することができますが、これらは八業士に対する信用・信頼の上で成り立っているものです。しかし、この事件ではあるうことかその立場を悪用して、他人の戸籍を入手し興信所などに売り渡していたのです。

この事件は、個人情報の売買といった問題だけでなく、これらの情報が差別身元調査に使われていた形跡も見つかると、市民のプライバシーだけでなく、人権そのものが侵害された事件です。同時に、未だ社会に結婚や雇用に関わる身元調査への根強い必要があることを示しています。

こうした事件を機に各市町村単位で、第三者に戸籍謄本などが交付されたことを本人に知らせる「本人通知制度」が施行されるようになりまし。これは不正請求の防止を目的につくられたもので、事前登録型ですが、豊中市でも2013年から導入されています。



身元調査寄附ポスト

事例をとおして見てくるもの

結婚差別の問題では、被害者などからの相談がなければ、表に出でこない場合が多く、解決していくことが難しい問題です。反対する両親を説得して結婚した人や反対を押し切って結婚した人もいるでしょうが、諦めてしまった人もいます。また反対する人間も「あなたが部落の人間だから結婚させない」とは言いませんから結婚差別事件として表に出てこないことが多いのです。今回、紹介した事例の父親についても、当初は「自分の家庭の問題」として2人を別れさせようとした。そして、何度も話し合いおこなったことで初めて部落を差別する意図があったことを認めました。

近年では結婚に関する価値観は以前に比べて変化してきたと言われていますが、それでも結婚差別は根強く存在しているのです。

差別文書ばらまき事件や差別ホームページ事件の事例については、解放同盟や関係者の地道な努力によって実行者を明らかにすることができました。しかし、現在の日本の法律では差別行為そのものを明確に禁止することも、効果的に取り締まることもできないのが現状です。

特にインターネット上での差別書き込みについては、その多くが現在も放置されており、差別の被害者への救済や名誉回復など、インターネット上での人権を守るためのシステムや法整備についても今後の重要な課題と言えるでしょう。

今回紹介した事例を含めた差別現象の多くは、部落に対する偏見や誤った情報から引き起こされており、そのような意味では部落問題についての正しい理解や知識を持って、私たち1人ひとりがいかに自分事として考えていくのが重要であると思われま。



まとめに変えて

ここで紹介した事例は氷山の一角ですが、部落に対する差別意識や忌避意識が今もなお根強く生きている、ということがわかりただけかと思えます。しかし、それだけでは事態の改善や解決への契機にはつながりません。今、部落差別はどのように生き続けているのか？これを明らかにして、その根っこにせまることが部落問題の解決を展望するためには必要で、そのためには部落差別がどのように人々の心をとらえ、入り込むのかを明らかにすることが大切です。その意味で、一つひとつの事例は生々しい差別の現実であると同時に、問題をときほぐす材料でもあります。

例えば、「部落は悪い、住みたくない、関わらない」と思い、これから住もうと考えているところが部落かどうかを確かめるために市役所に問い合わせる人や、家族や親戚の結婚に反対する人がいますが、この人たちの差別観は、社会に生きている部落差別意識を映し出しています。

世間の伝聞やうわさを雑呑みにして、部落に対する偏見を信じてしまうところに部落問題の根の深さがありますが、「それは違います、本当はこうです」といっても、それだけではなかなか通じません。この差別のかべをどう破るのか？これが部落問題にとりくむ上での大きな課題でもありますが、そこから見える部落差別の実相にせまることが大切です。

このパネル展が部落問題について改めて考えるきっかけになれば幸いです。

